（産業振興促進計画の記載事項）

第二条　法第十一条第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　産業振興促進計画の名称

二　産業振興促進計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三　産業の振興を促進する上での課題

四　東京都、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

五　法第十一条第四項第三号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項

（産業振興促進計画の変更の認定の申請）

第三条　小笠原村は、法第十三条第一項の規定により産業振興促進計画の変更の認定を受けようとするときは、別記第二号様式による申請書に第一条第一項各号に掲げる図書のうち当該産業振興促進計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

（法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第四条　法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　計画期間の六月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、産業振興促進計画の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

（法第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める旅館業）

第五条　法第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。

一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの

二　旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業

（非居住者の代理人）

第六条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、小笠原諸島特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、小笠原諸島特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第七条　法第十七条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（小笠原諸島特例通訳案内士登録簿の様式）

第八条　法第十七条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の小笠原諸島特例通訳案内士登録簿は、別記第三号様式による。

（登録の申請）

第九条　法第十七条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による小笠原諸島特例通訳案内士登録申請書を、小笠原村長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　法第十七条第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（以下「修了証明書」という。）の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第十二条及び第十三条第一項において同じ。）二葉

五　非居住者にあっては、その代理人に小笠原諸島特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3　小笠原村長は、法第十七条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の七第四項又は第六項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

第十条　法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

（法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

（小笠原諸島特例通訳案内士登録証の様式）

第十一条　法第十七条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の小笠原諸島特例通訳案内士登録証は、別記第五号様式による。

（登録事項の変更の届出）

第十二条　小笠原諸島特例通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記第六号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、小笠原村長に提出しなければならない。

（登録証の再交付の申請等）

第十三条　小笠原諸島特例通訳案内士は、法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第七号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあっては修了証明書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあっては当該登録証、修了証明書の写し及び写真二葉を添えて、これを小笠原村長に提出しなければならない。

2　小笠原諸島特例通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを小笠原村長に返納しなければならない。